

社会福祉法人 浜岡福祉会 役員費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 浜岡福祉会の法人業務に伴う役員等に対する費用弁償について定める。

(業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 役員の研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第3条 前条の(1)から(3)の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

区分 1日あたりの額

住所地在園から2 km以内にある者 3,000 円

その他の者 5,000 円

2 前条の(4)、(5)及び(6)の場合は、費用弁償として「社会福祉法人浜岡福祉会 旅費規程」を準用し、施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。

3 旅費は、原則として役員の住所地を起点として計算する。

ただし、施設職員が代理で法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として、「社会福祉法人浜岡福祉会 旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

(適用除外)

第4条 施設職員であっても法人役員を兼務する者については、第2条の(1)から(3)の業務の場合は、この規程は適用しない。

この場合、やむを得ず当該業務を施設外で行う場合は、この限りではない。

(雑則)

第5条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。